

## 知事許可漁業における資源管理の状況等の報告要領

### 第1 目的

今般、令和2年12月1日から改正して施行された漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び長崎県漁業調整規則（令和2年長崎県規則第44号。以下「規則」という。）の規定により（法第58条で読替えて準用する第52条第1項及び規則第21条）漁業許可が適正な資源管理等を行いつつ有効に活用されていることの確認のため、全ての知事許可漁業において、漁業許可を受けた者（以下「許可受有者」という。）は知事に対し資源管理の状況等の報告が義務化された。そこで、当県内の許可受有者が、適法に当該報告を行えるよう、当要領を定める。

### 第2 報告すべき事項及び時期並びに報告書の様式

- 1 報告すべき事項及び時期は、規則第21条第1項及び第2項に規定のとおりとする。なお、報告の対象期間は令和3年1月以降の漁業時期からとする。
- 2 報告書の様式については、原則、参考様式第1号（別紙）の記載項目を網羅する書面を用いて行うものとする。なお、同一の者が複数の漁業許可を有する場合、許可受有者ごとに有する全ての許可について1枚の書面でまとめて報告すること、または許可ごとに書面を分けて報告すること、いずれも差支えないものとする。
- 3 ただし、沖合固定式さし網漁業、沖合ごち網漁業、もじゃこ漁業、小型いか釣り漁業のうち県外者向けの許可、うなぎ稚魚漁業、以上5種類の許可については、他の漁業種類と報告期限等が異なること、従来から詳細な漁獲成績報告を求めていること等の理由から、別途、参考様式第2～5号及び第7号（別紙）の記載項目を網羅する書面を用い報告することとする。

### 第3 報告の委任

- 1 原則、報告の主体は許可受有者であるが、長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年長崎県規則第47号。）第3条に規定する報告の委任状兼同意書（別記様式第4号）に、「資源管理の状況等の報告」を第三者へ委任する旨記載のうえ事前に知事に提出している場合は、委任を受けた者（以下「代理人」という。）からの報告に替えることができる。
- 2 代理人が報告を行う場合は、当該代理人に報告の委任を行った許可受有者全員分の報告を、参考様式第6号の記載項目を網羅する書面を用いて、まとめて行うものとする。ただし、委任を受けた許可が第2の3に定める5種類の許可である場合は、この限りではない。

### 第4 書類の提出先

- 1 規則第2条に規定のとおり、許可受有者の住所の所在する市町が県北振興局、五島振興局、杵岐振興局又は対馬振興局の管轄区域内にある場合は、報告者は当該振興局を經由して報告書を提出するものとする。

- 2 それ以外の場合において、報告者は漁業振興課に報告書を提出するものとする。

## 第5 その他

- 1 報告書の氏名の欄には、捺印は不要とする。
- 2 中型まき網漁業のように、「許可等の条件」として別途漁獲成績報告を求める漁業許可については、それらの報告は様式や事務の流れも含めて従来通りとし、別途今回定める要領に基づき、「資源管理の状況等の報告」(参考様式第1号)を行うこととする。  
なお、この場合において、これら2種の報告内容に齟齬がないよう留意して作成すること。

### 参考条文等(抜粋)

#### (1) 漁業法

##### (資源管理の状況等の報告等)

第52条(第58条により読替えた場合) 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る知事許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令又は規則で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

#### (2) 長崎県漁業調整規則

##### (資源管理の状況等の報告)

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
沖合ごち網漁業及び沖合固定式さし網漁業	翌月の10日まで
もじゃこ漁業	漁業時期の終了後10日以内
上記以外の知事許可漁業	漁業時期の終了後30日以内

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称)
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項